

○袋井市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日告示第20号

改正

平成26年3月31日告示第37号

平成29年3月31日告示第46号

平成30年3月30日告示第54号

平成31年3月29日告示第56号

令和3年3月30日告示第37号

令和3年3月31日告示第72号

令和4年3月30日告示第43号

令和5年3月31日告示第62号

袋井市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全を確保するため、プロジェクト「TOUKA I—O」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年住安第2号静岡県都市住宅部長通知）に基づきブロック塀等耐震改修促進事業を実施する当該ブロック塀等の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等撤去事業 事業者が、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの又は実施するもの及び基礎を除く高さが60センチメートル以下のものを除く。以下「ブロック塀等」という。）を撤去する事業をいう。
- (2) 津波避難困難地域 津波による避難勧告等を発令する際に特に避難の対象となる地域のうち、国道150号から南側の地域をいう。
- (3) 通学路 市内の小中学校が決定し、袋井市教育委員会が承認した通学路をいう。
- (4) 改善 ブロック塀等の改修、フェンス等の安全な塀（組積造の塀を除く。）等への転換をいう。ただし、フェンス等の安全な塀等への転換に伴う撤去は除くものとする。

(5) ブロック塀等緊急改善事業 事業者が、ブロック塀等（津波避難困難地域に存するブロック塀等、通学路に面するブロック塀等及び静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第17条第5項の緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀に改善する事業をいう。

(6) ブロック塀等耐震改修促進事業 ブロック塀等撤去事業及びブロック塀等緊急改善事業をいう。

(補助対象事業の採択条件)

第3条 補助事業を採択しようとするときは、次に掲げる事項を条件とする。ただし、災害復旧事業は補助対象としない。

(1) 補助事業の執行期間は、事業年度内1年とする。

(2) ブロック塀等緊急改善事業のうち、フェンス等の安全な塀へ転換するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路内には築造しない。

(補助の対象者)

第4条 前条の事業に対する補助を受けることのできる者は、市内の対象ブロック塀等の所有者、居住者又は使用者とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第5条 補助の対象及び補助金の額は、別表の定めるところによる。ただし、補助金の額のうち1,000円未満は切り捨てとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施ブロック塀の位置図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図。ブロック塀等緊急改善事業にあっては、津波避難困難地域、通学路、緊急輸送路、避難路、避難地等を明記すること。）

(2) ブロック塀等撤去事業にあっては、施行前の写真、配置図及び断面図

(3) ブロック塀等緊急改善事業にあっては、施行前の写真、配置図及び安全な塀に改善する設計図（配置図、平面図、立面図及び断面図）

(4) 施行業者の見積書の写し

(5) 所有者以外の者による申請の場合にあっては、所有者の承諾書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(交付の条件)

第7条 交付を決定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 別表に掲げる事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、ブロック塀等耐震改修促進事業計画変更等承認申請書（様式第2号）に前条各号に掲げる書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更しようとするとき。
 - イ 事業費を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 市長は、前条第1号による申請が適当であると認めたときは、ブロック塀等耐震改修促進事業計画変更等承認通知書（様式第3号）により、事業者に通知するものとする。

(実績の報告及び検査)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 事業の完了を確認できる全景写真（ブロック塀等緊急改善事業にあっては、工程ごとに必要とする工事写真も含む。）
- (2) 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）。ただし、ブロック塀等撤去事業は除く。
- (3) 施行業者の請求書又は領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の請求)

第10条 補助金の確定通知を受けた者は、当該通知を受領した日から10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の袋井市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成10年袋井市告示第116号）、浅羽町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成14年浅羽町告示第49号）又は浅羽町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付事務取扱要領（平成14年浅羽町告示第50号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(有効期限)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成26年3月31日告示第37号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第56号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第37号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第43号抄）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第62号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条、第8条関係）

補助の対象		補助額
事業の区分	経費	
ブロック塀等撤去事業	事業者が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費とブロック塀等の延長に1メートル当たり8,900円を乗じて得た基準額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内（ブロック塀等緊急改善事業の対象となる区域は3分の2以内）で、かつ、1敷地につき20万円（ブロック塀等緊急改善事業の対象となる区域は26万6,000円）を限度とする。
ブロック塀等緊急改善事業	事業者が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計費用に限る。）	当該事業に要する経費とブロック塀等の改善する施行延長に1メートル当たり38,400円を乗じて得た基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、かつ、1敷地につき33万3,000円を限度とする。